

小鹿野町みどりの村関連施設指定管理者募集要項

小鹿野町みどりの村関連施設の運営管理について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより利用を促進し、利用者に対するサービスの向上を図るため、指定管理者制度により民間事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を求めます。また、施設の管理運営に併せて、自主事業（指定管理者が自ら企画した業務で指定管理業務ではない業務）の提案も求め、指定管理業務に含めるものとします。

1 対象施設の概要

(1) 名称

- ①みどりの村おがの若者センター（以下①）
- ②みどりの村おがのみどりの交流館（以下②）
- ③みどりの村おがの交流イベント広場
 - ア 旧テニスコート敷地（以下③）
 - イ 旧アスレチックコース敷地（以下④）
 - ウ 旧サイクリングセンター敷地（以下⑤）
 - エ 旧プール敷地（以下⑥）

(2) 所在地

小鹿野町飯田 8 5 3 番地

(3) 施設概要

- ア 敷地面積 ①2,245.56 m²、②1,097.36 m²、③4,359.70 m²、④2,765.18 m²
⑤2,150.82 m²、⑥2,663.74 m²
- イ 延床面積 ①709.30 m²、②396.46 m²、⑤80.30 m²
- ウ 建物の構造 ①鉄骨造一部2階建て、②木造平屋建て、⑤木造平屋建て
- エ 施設・設備の内容
 - ①コワーキングスペース、体験実習室、事務室、その他付帯施設
 - ②交流スペース、集会施設、キッチン、その他付帯施設
 - ⑤倉庫他

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) みどりの村関連施設（以下「関連施設」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 関連施設の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- (3) 関連施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他関連施設の運営に関し、町長が必要と認める業務

※詳細は「小鹿野町みどりの村関連施設指定管理業務仕様書」をご覧ください。

3 管理を行う期間（指定期間）

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を維持することが適当でないと認めるときは、期間の途中において指定を取り消すことがあります。

4 管理運営に要する経費

・地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8号に規定する利用料金制（指定管理者は、利用料金を自らの収入として収受）を採用します。

・関連施設の管理・運営に係る人件費、施設管理費（事務費、保守管理費）、光熱水費、修繕費、その他施設の管理運営費に充てるための経費（以下「指定管理料」という。）を支払います。

・令和7年度の募集における指定管理料の上限額は5,864,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、これを超える事業計画を提出した申請は審査の対象外とします。

・ただし、提示した指定管理料は、予算の議決を経て確定するため、必ずしも提示額が保証されるものではない。

・指定管理料の額については、毎年度締結される年度協定書により定めます。

5 応募資格

地方自治法第244条の2の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

（1）次のいずれかに該当する法人等は申請者となることはできない。

ア．秩父郡市内に本社又は支店・営業所等を有しない法人等

イ．代表者が法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者である法人等

ウ．地方自治法施行令第167条の4の規定により、小鹿野町から入札等の参加を制限されている法人等

エ．会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等

オ．小鹿野町から入札参加停止措置を受けている法人等

カ．法人税（法人以外の団体にあつては、代表者の所得税）、消費税及び地方消費税並びに 所在又は居住する市町村の税を滞納している法人等

キ．暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）が暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制下にある法人等及びその代表者等（法人にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、その団体にあつてはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

（2）複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、代表する法人等を選出し、町との協議は代表する法人等が行うこと。なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。また、構成員のいずれかが上記（1）のいずれかに該当する場合は、指定を受けられない。

（3）地方自治法の請負に係る兼業禁止規定の趣旨を踏まえ、施設の諸事情等により特に必要があると認める場合を除き、町議会の議員、町長、副町長等が経営する法人等は応募資格がないものとする。

6 提出書類

(1) 共通書類

- ①指定管理者指定申請書（様式1）
- ②法人等の概要（様式2）
- ③法人等の役員の名簿を記載した書類（任意様式）
- ④小鹿野町みどりの村関連施設の管理運営に係る事業計画書（様式3）
- ⑤みどりの村関連施設に係る収支計画書（各年度毎）（様式4）
- ⑥誓約書（5応募資格（1）の「ア」から「キ」に該当しないことの誓約書）（様式5）

(2) 法人の場合

- ①定款若しくは寄附行為その他これらに相当する書類
- ②登記事項証明書（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）
- ③事業計画書及び収支予算書（申請書提出日の属する事業年度のもの）
- ④直前3年の各事業年度の事業報告書及び収支決算書
- ⑤直前3年の法人住民税の納税を証する書類

(3) 法人以外

- ①法人等の設立を定めた規約その他これに類する書類
- ②申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ③前年の事業年度の事業報告書及び収支決算書
- ④前年の当該代表者に係る住民登録のある市町村が発行する税の滞納がないことを証する証明

7 申請の手続き

(1) 受付期間

令和7年1月7日（火）～令和7年1月31日（金）まで（土・日・祝日を除く）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

郵送又は持参してください。郵送による場合は締切日必着。

(4) 提出部数

正副各1部

(5) 提出先

〒368-0192 小鹿野町小鹿野89番地
小鹿野町役場 まちづくり観光課

(6) 事業ヒアリング開催（指定管理者選考委員会）

以下の日程で、書面審査及びヒアリング等を実施しますのでご出席ください。
なお、指定管理者選考委員会の詳細については申請者へ、別途通知します。

【期 日】 令和7年2月4日（火）

【場 所】 小鹿野町役場

8 選考方法

(1) 指定管理候補者の選考方法

指定管理者選考委員会は、選考基準に基づき、書面審査及びヒアリング等を実施し、指定管理候補者を選考し、町長が決定する。なお、審査の結果、該当者なしとする場合がある。

(2) 選考基準

ア. 経営理念

(ア) 経営意欲

(イ) 平等性

(ウ) 安全性

(エ) 信頼性

(オ) 独創性

イ. 経営能力

(ア) 資金力

(イ) 企画力

(ウ) 実行力

ウ. 経営戦略

(ア) 誘客対策

(イ) 接客対策

(ウ) 顧客サービス対策

(エ) 経費削減対策

(オ) 雇用対策

(3) 審査結果

審査結果については、応募者全員に文書で通知する。なお、審査結果については、必要に応じて公表する。

(4) 協定書締結の事前協議

指定管理候補者の選定後、速やかに協定書締結の事前協議を開始する。

(5) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア. 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。

イ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ. 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ. 虚偽の内容が記載されているとき。

オ. その他、指定管理者選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

9 注意事項

(1) 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、町は、指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとします。

(2) 提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(3) 申請受付後に辞退する場合は、その旨を書面で提出してください。

(4) 申請書類の作成・提出に要する費用は、すべて申請者の負担とします。

(5) 申請書類等は、小鹿野町情報公開条例に基づき、公開することがあります。

- (6) 受付期間の終了後における申請書類等の再提出または差替えは、原則として認めません。
- (7) 町が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を求めることがあります。

10 問合せ先

小鹿野町役場 まちづくり観光課

Tel 0494-75-5060 Fax : 0494-75-2819 Email kanko@town.ogano.lg.jp

指 定 管 理 者 選 考 基 準

小鹿野町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に指定管理者の選考基準が制定されています。

(指定管理者の指定)

第3条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定しなければならない。

- (1) その事業計画による公の施設の運営が、利用対象者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 町長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

選考基準として考えられる項目（参考）

- ☆ 地域の実情に精通していること
- ☆ 経営理念（経営意欲、平等性、独創性、効率性、安定性、等）
- ☆ 経営能力（資金力、企画力、実行力、等）
- ☆ 経営戦略（誘客対策、接客対策、顧客サービス対策、経費削減対策、雇用対策等）

指定管理者選考評価表

申請団体名【 】

区 分	項 目	評 価 点				
経 営 理 念	経営意欲	5	4	3	2	1
	平等性	5	4	3	2	1
	安全性	5	4	3	2	1
	信頼性	5	4	3	2	1
	独創性	5	4	3	2	1
	小 計					
経 営 能 力	資金力	5	4	3	2	1
	企画力	5	4	3	2	1
	実行力	5	4	3	2	1
	小 計					
経 営 戦 略	誘客対策	5	4	3	2	1
	接客対策	5	4	3	2	1
	顧客サービス対策	5	4	3	2	1
	経費削減対策	5	4	3	2	1
	雇用対策	5	4	3	2	1
	小 計					
総 合 評 価 点						